

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴税吏員)</p> <p>第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県税事務所</u>に勤務する県の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）</p>	<p>(徴税吏員)</p> <p>第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条第1項の規定により設置された総合事務所をいう。以下同じ。）の県税局</u>に勤務する県の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）</p>
<p>(納付書等)</p> <p>第2条の2 条例第2条第1項第10号から第12号までの規定による納付書等は、次に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第10号の納付書</p> <p>ア 普通徴収に係る場合 第1号様式、第1号様式の2その1、第1号様式の3その1、第1号様式の3その2、第1号様式の3その4、<u>第1号様式の3その5</u>、第1号様式の3その8、第1号様式の3その9、<u>第1号様式の3その10</u>、<u>第1号様式の3その14</u>、第1号様式の4その1、第1号様式の4その2及び第5号様式の2その1</p> <p>イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(納付書等)</p> <p>第2条の2 条例第2条第1項第10号から第12号までの規定による納付書等は、次に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第10号の納付書</p> <p>ア 普通徴収に係る場合 第1号様式、第1号様式の2その1、第1号様式の3その1、第1号様式の3その2、第1号様式の3その4、<u>第1号様式の3その7</u>、第1号様式の3その8、第1号様式の3その9、<u>第1号様式の3その13</u>、第1号様式の4その1、第1号様式の4その2及び第5号様式の2その1</p> <p>イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)</p> <p>第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とし、それぞれ当該各号に定める納付書（領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。）に</p>	<p>(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)</p> <p>第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とし、それぞれ当該各号に定める納付書（領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。）に</p>

より納付するものとする。

(1) 略

(2) 不動産取得税 第1号様式の3その5及び第1号様式の4その2

(3) 略

(納税証明書)

第3条 県税事務所長（以下「所長」という。）は、条例第16条第1項の規定による請求書の提出があった場合においては、第1号様式の8による納税証明書を交付しなければならない。

(現金収納の手続)

第21条 徴税吏員である出納員（以下「出納員」という。）及び徴税吏員である分任出納員（以下「分任出納員」という。）は、現金を収納したときは、第19号様式による現金領収証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者が県税事務所に納付書又は納入書（以下この条及び第23条において「納付書等」という。）を持参し、現金を納付又は納入するときは、現金領収証書の交付に代えて出納員が第19号様式の2による領収印を納付書等に押しして収納することができる。

2 略

第22条 分任出納員が現金を収納したときは、現金領収証書用紙・収納現金引継簿に使用枚数及び現金引継額を記載し、第19号様式による領収済報告書及び現金領収証書用紙を添付して、収納の日又はその翌日に所属出納員にこれを引き継がなければならない。ただし、分任出納員は、当該県税事務所が所在する市の区域以外の区域に出張して現金を収納したときは、帰庁の日又はその翌日にこれを所属出納員に引き継がなければならない。

2 分任出納員（西部県税事務所日野支所（以下「日野支所」という。）の分任出納員を除く。）は、当該県税事務所が所在する市の区域以外の区域において収納した現金を第19号様式の4による払込書により近くの指定金融機関に払い込むことができる。この場合において、前項の規定中「現金引継額」とあるのは「第19号様式の4による領収証書に記載された金額」と読み替えるものとする。

より納付するものとする。

(1) 略

(2) 略

(納税証明書)

第3条 総合事務所長（鳥取県総合事務所設置条例第3条に規定する総合事務所長をいう。以下「所長」という。）は、条例第16条第1項の規定による請求書の提出があった場合においては、第1号様式の8による納税証明書を交付しなければならない。

(現金収納の手続)

第21条 徴税吏員である出納員（以下「出納員」という。）及び徴税吏員である分任出納員（以下「分任出納員」という。）は、現金を収納したときは、第19号様式による現金領収証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者が総合事務所に納付書又は納入書（以下この条及び第23条において「納付書等」という。）を持参し、現金を納付又は納入するときは、現金領収証書の交付に代えて出納員が第19号様式の2による領収印を納付書等に押しして収納することができる。

2 略

第22条 分任出納員が現金を収納したときは、現金領収証書用紙・収納現金引継簿に使用枚数及び現金引継額を記載し、第19号様式による領収済報告書及び現金領収証書用紙を添付して、収納の日又はその翌日所属出納員にこれを引き継がなければならない。ただし、分任出納員は、当該総合事務所が所在する市の区域以外の区域に出張して現金を収納したときは、帰庁の日又はその翌日にこれを所属出納員に引き継がなければならない。

2 分任出納員（西部総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例第2条第1項に規定する鳥取県西部総合事務所をいう。以下同じ。）の県税局日野支所（以下「日野支所」という。）の分任出納員を除く。）は、当該総合事務所が所在する市の区域以外の区域において収納した現金を第19号様式の4による払込書により近くの指定金融機関に払い込むことができる。この場合において、前項の規定中「現金引継額」とあるのは「第19号様式の4による領収証書に

3 略

(日野支所の分任出納員の現金収納の手続の特例)

第23条 略

2 略

3 日野支所の分任出納員は、前項の規定により指定金融機関に現金の払込みをしたときは、その都度第22号様式による領収済報告書を西部県税事務所の出納員に提出しなければならない。

4 前項の規定により西部県税事務所の出納員が領収済報告書を受理したときは、前条第1項の規定による引継ぎがあったものとみなす。

(自動車取得税の課税免除の手続)

第46条 条例第134条の6第3号及び第4号の規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、条例第134条の14第1項に規定する申告書の提出期限(東部県税事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過する日。以下この節において「申請期限」という。)までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類(以下この節において「課税免除申請書等」という。)を東部県税事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

2 略

(自動車取得税の課税免除の承認)

第46条の2 東部県税事務所長は、前条第1項の課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第62号様式の6による通知書により通知しなければならない。

(自動車取得税の課税免除の取消し)

第46条の3 東部県税事務所長は、自動車取得税の課税免除の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 東部県税事務所長は、前項の規定により課税免除の承認を取り消したときは、課税免除をしていた税

記載された金額」と読み替えるものとする。

3 略

(日野支所の分任出納員の現金収納の手続の特例)

第23条 略

2 略

3 日野支所の分任出納員は、前項の規定により指定金融機関に現金の払込みをしたときは、その都度第22号様式による領収済報告書を西部総合事務所の出納員に提出しなければならない。

4 前項の規定により西部総合事務所の出納員が領収済報告書を受理したときは、前条第1項の規定による引継ぎがあったものとみなす。

(自動車取得税の課税免除の手続)

第46条 条例第134条の6第3号及び第4号の規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、条例第134条の14第1項に規定する申告書の提出期限(東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過する日。以下この節において「申請期限」という。)までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類(以下この節において「課税免除申請書等」という。)を東部総合事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

2 略

(自動車取得税の課税免除の承認)

第46条の2 東部総合事務所長は、前条第1項の課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第62号様式の6による通知書により通知しなければならない。

(自動車取得税の課税免除の取消し)

第46条の3 東部総合事務所長は、自動車取得税の課税免除の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 東部総合事務所長は、前項の規定により課税免除の承認を取り消したときは、課税免除をしていた税

額の全額を賦課徴収する。

(自動車取得税の減免の手続)

第46条の11 条例第134条の7の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、申請期限までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を東部県税事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

2 略

(自動車取得税の減免の承認)

第46条の12 東部県税事務所長は、前条第1項の減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第62号様式の6による通知書により通知しなければならない。

(自動車取得税の減免の取消し)

第46条の14 東部県税事務所長は、自動車取得税の減免の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 東部県税事務所長は、前項の規定により減免の承認を取り消したときは、減免していた税額の全額を賦課徴収する。

(自動車税の課税免除の手続)

第50条の10 条例第137条第4号から第11号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	課税免除申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収	条例第144条の規定によ	<u>東部県税</u>

額の全額を賦課徴収する。

(自動車取得税の減免の手続)

第46条の11 条例第134条の7の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、申請期限までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

2 略

(自動車取得税の減免の承認)

第46条の12 東部総合事務所長は、前条第1項の減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第62号様式の6による通知書により通知しなければならない。

(自動車取得税の減免の取消し)

第46条の14 東部総合事務所長は、自動車取得税の減免の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 東部総合事務所長は、前項の規定により減免の承認を取り消したときは、減免していた税額の全額を賦課徴収する。

(自動車税の課税免除の手続)

第50条の10 条例第137条第4号から第11号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	課税免除申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収	条例第144条の規定によ	<u>東部総合</u>

に係るもの以外のもの（次項において「登録時申請分」という。）	る申告書を提出するとき（東部県税事務局長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過するとき）	事務局長
--------------------------------	---	------

2 略

（自動車税の減免の手続）

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収に係るもの以外のもの	条例第144条の規定による申告書を提出するとき（東部県税事務局長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過するとき）	東部県税事務局長

2 略

（自動車税の一括納付）

第50条の20 略

2 前項の規定により自動車税を一括して納付しようとする者は、知事が別に定めるところにより、所有する自動車の主たる定置場を所管する所長に申請しなければならない。

様式目次

(1) 通則関係

第1号様式・第1号様式の2 略

第1号様式の3その1～その4 略

その5 納税通知書・納付書（不動産取得税（コンビニエンスストア対応））

その6 略

に係るもの以外のもの（次項において「登録時申請分」という。）	る申告書を提出するとき（東部総合事務局長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過するとき）	事務局長
--------------------------------	---	------

2 略

（自動車税の減免の手続）

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収に係るもの以外のもの	条例第144条の規定による申告書を提出するとき（東部総合事務局長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過するとき）	東部総合事務局長

2 略

（自動車税の一括納付）

第50条の20 略

2 前項の規定により自動車税を一括して納付しようとする者は、知事が別に定めるところにより、所有する自動車の主たる定置場を所管する総合事務局長に申請しなければならない。

様式目次

(1) 通則関係

第1号様式・第1号様式の2 略

第1号様式の3その1～その4 略

その5 略

その7 略
その8 略
その9 略
その10 略
その11 略
その12 略
その13 略
その14 略
その15 略

第1号様式の4その1 略

その2 督促状・納付書（個人事業税、不動産取得税（コンビニエンスストア対応））

その3・その4 略

第1号様式の5～第1号様式の8 略

第1号様式の9その1 略

その2 徴税吏員証（県税事務所用）

第1号様式の10 略

(2)～(13) 略

第5号様式の2その3（第5条の2関係）

不動産取得税 税額等変更通知書			
住所			
氏名			
さきに納税通知書で通知した税額等を次のとおり変更しました。			
略			
区分	通知済の税額等	変更後の税額等	差引増減額
略			
お知らせ			
1 賦課に不服がある場合について			
この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく <u>県税事務所長</u> を経由して提出してください。			
また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審			

その6 略
その7 略
その8 略
その9 略
その10 略
その11 略
その12 略
その13 略
その14 略

第1号様式の4その1 略

その2 督促状・納付書（個人事業税（コンビニエンスストア対応））

その3・その4 略

第1号様式の5～第1号様式の8 略

第1号様式の9その1 略

その2 徴税吏員証（総合事務所用）

第1号様式の10 略

(2)～(13) 略

第5号様式の2その3（第5条の2関係）

不動産取得税 税額等変更通知書			
住所			
氏名			
さきに納税通知書で通知した税額等を次のとおり変更しました。			
略			
区分	通知済の税額等	変更した税額等	差引増減額
略			
お知らせ			
1 賦課に不服がある場合について			
この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく <u>総合事務所長</u> を経由して提出してください。			
また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審			

査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 未納額がある場合について

税額変更後に未納税額がある場合は同封の納付書で納めてください。なお、未納税額がない場合は、納付書は同封していません。

3 通知済の税額を既に納付している場合について

この税額変更により、既に納付された金額が変更後の税額より過大となる場合には、差額を還付します。後日、過誤納金還付（充当）通知書をお送りしますので、指定された方法で還付金をお受け取りください。

年 月 日

鳥取県 県税事務所長 印

査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 未納額がある場合について

税額変更後に未納税額がある場合は同封の納付書で納めてください。なお、未納税額がない場合は、納付書は同封していません。

年 月 日

鳥取県 総合事務所長 印

第62号様式の9（第46条の11、第50条の16関係）

自動車税等に係る 生計同一 証明書交付願
常時介護

年 月 日

福祉事務所等の長 様

(申請者) 住所

氏名 印

下記1の自動車等は、専ら下記2の身体障害者等
身体障害者等と生計を一にする 下
のために当該 身体障害者等を常時介護する
記3の者が運転するものであること（及び身体障害
者等と生計を一にする下記4の者が所有（使用）す
るものであること）を証明してください。

記

略	
7 添付書類	①身体障害者手帳等の写し ②
※④～⑥は	自動車検査証の写し ③使用目
常時介護	的を証明する書類の写し ④自
者が運転	動車等運行計画書 ⑤誓約書

第62号様式の9（第46条の11、第50条の16関係）

自動車税等に係る 生計同一 証明書交付願
常時介護

年 月 日

職 氏 名 様

(申請者) 住所

氏名 印

下記1の自動車等は、専ら下記2の身体障害者等
身体障害者等と生計を一にする 下
のために当該 身体障害者等を常時介護する
記3の者が運転するものであることを証明してくだ
さい。

記

略	
7 添付書類	①住民票 ②身体障害者手帳等
※⑤～⑦は	の写し ③自動車検査証の写し
常時介護	④使用目的を証明する書類の
者が運転	写し ⑤自動車等運行計画書

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> する場合 ⑥有償介護の場合の契約書 ⑦ のみ添付 その他 () </td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福祉事務所等の長 氏 名 印</p>	する場合 ⑥有償介護の場合の契約書 ⑦ のみ添付 その他 ()		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> 場合 ⑥誓約書 ⑦有償介護の場合の のみ添付 契約書 ⑧その他 () </td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福祉事務所等の長 氏 名 印</p>	場合 ⑥誓約書 ⑦有償介護の場合の のみ添付 契約書 ⑧その他 ()	
する場合 ⑥有償介護の場合の契約書 ⑦ のみ添付 その他 ()					
場合 ⑥誓約書 ⑦有償介護の場合の のみ添付 契約書 ⑧その他 ()					

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式の3その14中「加入者」を「加入者名」に、「総合事務所長」を「県税事務所長」に改め、同様式を第1号様式の3その15とし、第1号様式の3その13中「加入者」を「加入者名」に、「総合事務所長」を「県税事務所長」に改め、同様式を第1号様式の3その14とし、第1号様式の3その12中「総合事務所長」を「県税事務所長」に、「各総合事務所県税局」を「各県税事務所」に改め、同様式を第1号様式の3その13とし、第1号様式の3その11中「総合事務所長」を「県税事務所長」に改め、同様式を第1号様式の3その12とし、第1号様式の3その10中「総合事務所長」を「県税事務所長」に改め、同様式を第1号様式の3その11とし、第1号様式の3その9中「加入者」を「加入者名」に、「総合事務所長」を「県税事務所長」に、「総合事務所県税局」を「県税事務所」に改め、同様式を第1号様式の3その10とし、第1号様式の3その8中「加入者」を「加入者名」に、「総合事務所長」を「県税事務所長」に、「総合事務所県税局」を「県税事務所」に改め、同様式を第1号様式の3その9とし、第1号様式の3その7中「加入者」を「加入者名」に、「総合事務所長」を「県税事務所長」に改め、同様式を第1号様式の3その8とし、第1号様式の3その6中「加入者」を「加入者名」に、「総合事務所長」を「県税事務所長」に改め、同様式を第1号様式の3その7とし、第1号様式の3その5中「総合事務所長」を「県税事務所長」に改め、同様式を第1号様式の3その6とし、第1号様式の3その4の次に次の1様式を加える。

(表面)

(鳥取県) 領収済通知書 (公) 県 税

31 口座番号 加入者名 不動産取得税 年度

0

税 額 延 滞 金 合 計 C D

帳票 I D 年 度 所 税 目 期 別 区 分 事 由 納 税 番 号 C D

氏名

お願い この用紙は、汚したり、折り曲げないでください。

延滞金 合計

納期限

数字の記入例

1234567890

コンビニ収納用 (ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニでは納付できません。

鳥取県 県税事務所長・出納員 様

指定金融機関名 (取りまとめ店) 領収日付印

郵便貯金銀行 (取りまとめ店)

収納代行会社名 (鳥取県/コンビニ本部控)

(鳥取県) 納付書 (公) 県 税

31 口座番号 加入者名 不動産取得税 年度

氏名

課税年度	所属	税目	期別	課税区分	調定事由	納税番号
税額			円			
延滞金			円			
合計			円			
納期限		納付場所				

日計 口 円

統轄店御中 領収日付印 (金融機関/コンビニ店舗控)

(鳥取県) 納税通知書兼領収証書 (公) 県 税

31 口座番号 加入者名 不動産取得税 年度

住所

氏名

課税年度	納税番号
不動産の種類	税額
共有者持分	延滞金
納税人	合計
納期限	課税標準額
内訳	税率
不動産所在地	税額

上記のとおり納付してください。

年 月 日 領収日付印

鳥取県 県税事務所長 印

◎ 裏面をお読みください。(納税者保管)

上記金額を領収しました。

領収日付印 <収入印紙不要>

<p>1 課税の根拠 この県税は、地方税法第73条の2及び鳥取県税条例第76条の規定により賦課されたものです。</p> <p>2 延滞金等 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合))の割合で計算した額で徴収します。</p> <p>また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。</p> <p>3 賦課に不服がある場合 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。